農薬登録申請書

　　 年　　月　　日

　農林水産大臣　殿

住所

会社名

代表者氏名

農薬取締法第３条第２項（第34条第６項において準用する同法第３条第２

項）の規定に基づき下記により農薬の登録を申請します。

記

１　農薬取締法第34条第１項の登録であるときは、国内管理人の氏名（法

人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

※ 国内管理人を設定していない場合は空欄

２　農薬の種類及び名称

種類：●●水和剤

名称：○○○○フロアブル

３　農薬の物理的化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

４　農薬の有効成分の種類及び含有濃度

○○○○（※化学名）・・・・・・・・・・○○％

５　農薬のその他の成分の種類及び含有濃度（15に掲げる事項を除く。）

○○○等・・・・・・・・・・・・・・・○○％

６　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作物名 | 適用  病害虫名 | 希釈  倍数 | 使用  液量 | 使用時期 | 本剤の  使用回数 | 使用  方法 | ●●を含む  農薬の  総使用回数 |
| ○○○ | △△ | ◇倍 | ◇L/10a | 収穫前日まで | ◇回以内 | ◇◇ | ◇回以内 |
| ●●● | ▽▽ | ▽倍 | 収穫◇日前まで | ◎回以内 | ◎回以内 |

使用期限：○年

７　農薬の使用上の注意事項（８に掲げる事項を除く。）

（１）・・・

（２）・・・

・・・・・

８　人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法

（１）人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

ア　農薬使用者に係る注意事項（※該当する事項がない場合は項目を削除する。）

1）・・・・・・・

2）・・・・・・・

3）・・・・・・・

※毒性情報、防護装備、解毒方法、保管等に関する注意事項を記載する。

イ　蜜蜂に係る注意事項（※該当する事項がない場合は項目を削除する。）

1）・・・・・・・

2）・・・・・・・

3）・・・・・・・

（２）使用に際して講ずべき被害防止方法

該当なし

９　生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

（１）・・・

（２）・・・

・・・・・

10　引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

・・・・・

11　農薬の貯蔵上の注意事項

・・・・・

12　農薬の製造場の名称、所在地及び製造責任者の氏名

製造場　　　○○○○株式会社 ○○工場（※工場名）

○○県・・・・・・・・・・・（※住所）

○○○○（※製造責任者氏名）

小分製造場　○○○○株式会社 ○○工場（※工場名）

○○県・・・・・・・・・・・（※住所）

○○○○（※製造責任者氏名）

13　農薬の製造方法

「農薬の組成、製造方法等に関する報告書」（〇年〇月〇日提出）に記載された組成及び製造方法に従い、農薬を製造する。

14　販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量

○○g、△△ｇ・・・ 各○○○○袋入り

15　農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度

●●原体

有効成分以外の成分の総量　○g/kg以下

（●●　○g/kg以上）

不純物Ａ　○g/kg以下

不純物Ｂ　○g/kg以下

　（※考慮すべき毒性を有する不純物を記載する。）

16　農薬原体を製造する者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び住所

●●原体の製造者

　○○○○株式会社

○○県・・・・・・・・・・・

17　農薬原体の製造場の名称及び所在地

●●原体の製造場

　○○○○株式会社　○○工場

○○県・・・・・・・・・・・

18　農薬原体の主要な製造工程

「農薬原体の製造方法」（〇年〇月〇日提出）に記載された化学反応を用い、「農薬原体中の成分の種類及びその含有濃度」（○年○月○日提出）に記載された組成を満たす●●原体を製造する。

（日本産業規格Ａ４）

備考

１　収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。

２　輸入農薬であるときは、「12　農薬の製造責任者の氏名」及び「13　農薬の製造方法」は、記載することを要しない。

３　「６　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

一　単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度

二　希釈倍数（農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。）の最高限度及び最低限度

三　使用時期

四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（五において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数

五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）

六　散布、混和その他の使用の態様

七　一から六までに掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項